剪定枝粉砕機利用申請書												
出雲「	方 長 様					年	月	日				
剪定枝粉砕板 記のとおり申記	炎の利用について、 青します。	住氏電	用者) 所 出 名 話	_	要領第4名	⑩	により、	, r				
1. 使用期間 (1週間以内)	開始日 返却日	年 月 年 月	日 (日 () [日間]							
2. 使用場所	出雲市											
 私は、剪定枝粉砕機の使用にあたり、別紙遵守事項を厳守したうえで、以下の事項に同意します。 1. 使用上の不注意等自己の責めに帰すべき事由により、本人又は第三者に事故及び負傷等が生じた場合は、自己の責任においてこれを解決し、市に損害賠償を請求しません。 2. 自己の責めに帰すべき事由により、粉砕機の全部若しくは一部を滅失し、若しくはき損した場合は、実費をもって損害を賠償します。 												
年	月 日			氏名			(<u> </u>				

※下記は記入しないでください。

受付年月日	年 月	日	受付者		受付番号	<u> </u>
利用者確認	□運転免許証	□健愿	東保険証	□その他	. ()
貸出付属品	□ゴーグル(個)	□ゴ』	ム手袋(個)□集草バ	ジック	
					貸出機	号機

剪定枝粉砕機使用にあたっての遵守事項

- 1. ゴーグル、ゴム手袋(グローブ)は必ず身につけて、粉砕機を使用してください。 ※軍手の使用は禁止します。(枝に絡まって引込まれる場合があります。)
- 2. 粉砕しようとする剪定枝は、市内の一般家庭から発生するものに限ります。 事業所から発生するものや事業として請け負ったものについては、利用できません。
- 3. 粉砕機に投入できる木の太さは、最大直径で25ミリまでです。 処理能力を超えた太さの木や竹、ツル、堅い木等は、故障の原因となるため投入しないでください。
- 4. 剪定枝粉砕機を利用する際は、騒音の防止、剪定枝の散乱防止等、周辺環境に十分 配慮してください。
- 5. 作業中は、粉砕機の前後には立たないでください。枝を入れるときは、粉砕機の横に立って投入してください。枝が詰まったときは、取扱説明書にある手順に沿って枝を取り出してください。
- 6. 粉砕したチップは、資源化を図ることを目的としていますので、市が実施しているごみ収集に出さないでください。
- 7. 剪定枝粉砕機を第三者に転貸しないでください。
- 8. 利用者が、剪定枝粉砕機を利用するにあたり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により、事故が生じた場合は、利用者自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを一切負いません。
- 9. 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により剪定枝粉砕機を損傷し、または滅失した時は、これを修理し、またはその損害を賠償していただきます。
- 10. 粉砕機に異常がある場合は、すぐに使用を中止し、出雲市役所環境施設課(Tel0853 -21-6988) に報告し、その指示に従ってください。